

現場代理人の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い（令和3年3月8日付け出総第341号。以下「兼務に関する取扱い」という。）に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。

2 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い1に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

なお、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

(2) 工事場所が同一の振興局等地区又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地区	所 管 区 域 （市町村）
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町
花巻地区	花巻市 遠野市
北上地区	北上市 西和賀町
一関地区	一関市 平泉町
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町
宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

3 兼務の条件

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続

(1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

年 月 日

現場代理人の兼務届

発注者

(発注公所長) 様

受注者 住所
氏名

下記のとおり 2 件の工事について現場代理人を兼務させたいので、届出します。

記

1 現在従事している工事

発注者		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
現場代理人	氏名	連絡先
連絡員	氏名	連絡先

2 今後従事させたい工事

発注者		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
連絡員	氏名	連絡先

注 1 : 上記 1 と 2 それぞれの発注者あて提出すること。

注 2 : 兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付すること。

注 3 : 各工事の連絡員は複数名でも構わないこと。

注 4 : 低入札落札の工事とは、兼務できないこと。